

令和 6 年度予防接種実施内容の変更点について

定期接種の使用ワクチン及び接種対象並びに任意接種に対する費用助成について、令和 6 年度より以下のとおり変更して実施する。

1 定期接種

(1) 5 種混合ワクチンの導入

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、破傷風及び Hib 感染症の予防のための定期接種には、現在、4 種混合ワクチン及び Hib ワクチンを使用しているが、今般、それぞれのワクチンいずれの成分も含む 5 種混合ワクチンが薬事承認等され定期接種に位置づけられることから、令和 6 年度より定期接種に使用するワクチンは 5 種混合ワクチンを基本とする。対象は、生後 2 月から生後 90 月に至るまでの児とする。

(2) 沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンの導入

小児の肺炎球菌による侵襲性感染症の予防のための定期接種には、現在、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用しているが、今般、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンの適応が小児に拡大され、定期接種に位置づけられることから、令和 6 年度より定期接種に使用するワクチンは沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを基本とする。

(3) 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者について（経過措置の終了）

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種については、現在、本来の対象者（65 歳及び 60 歳以上 65 歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い病気のある身体障害者手帳 1 級所有者）及び経過措置として 65 歳以上 100 歳までの 5 歳刻みの年齢になる年度の方を対象としているが、国が経過措置を終了することに伴い、令和 6 年度より本来の対象者のみとする。自己負担額は令和 5 年度と同様の 1,500 円とする。

2 任意接種

(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン任意接種費用助成の拡充

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン任意接種については、現在、生後 12 月から小学校就学前の児を対象として 3,000 円の費用助成を 1 回実施しているが、令和 6 年度より助成回数を 2 回に拡充する。

(2) HPV ワクチン男性任意接種費用助成事業の実施

現在、定期接種として小学 6 年生から高校 1 年生相当の女性を対象に HPV ワクチンの接種を実施しているが、令和 6 年度より定期接種対象と同年齢の男性が 4 価 HPV ワクチン（ガーダシル）の任意接種を受ける際、その費用を 1 人 3 回まで全額助成する。

(3) 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン任意接種費用助成について

高齢者に対する肺炎球菌ワクチン任意接種の費用助成については、現在、75 歳以上（同ワクチンの定期接種を既に受けた方と区の費用助成を受けて接種したことがある方を除く）を対象としているが、令和 6 年度は、66 歳以上（同ワクチンの定期接種を既に受けた方と区の費用助成を受けて接種したことがある方を除く）を対象とする。自己負担額は令和 5 年度と同様の 1,500 円とする。